

第三十八回国会 農林水産委員会 議院 農林水産委員会 議院 第七号

昭和三十六年二月二十三日(木曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 坂田 英一君

理事大野 市郎君 理事小山 長規君

理事丹羽 兵助君 理事石田 宥全君

理事角屋堅次郎君 理事芳賀 貢君

飯塚 定輔君 金子 岩三君

田口長治郎君 館林三喜男君

谷垣 專一君 中馬 辰猪君

網島 正興君 寺島隆太郎君

内藤 隆君 中山 榮一君

野原 正勝君 福永 一臣君

藤田 義光君 本名 武君

松浦 東介君 森田重次郎君

八木 敏雄君 足鹿 覺君

片島 港君 東海林 稔君

橋崎弥之助君 西村 関一君

松井 誠君 山田 長司君

湯山 勇君 稻富 稔人君

玉置 一徳君

出席政府委員

農林政務次官 八田 貞義君

林野庁長官 山崎 齊君

委員外の出席者

議員 片島 港君

農林技官 高橋 泰彦君

(水産庁次長)

専門員 岩隈 博君

二月二十三日

委員北山愛郎君辞任につき、その補

欠として松井誠君が議長の名で委

員に選任された。

同日

委員松井誠君辞任につき、その補欠として北山愛郎君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会申し入れに関する件

南九州防災復興振興法案(井手以誠君外十九名提出、衆法第一号)

南九州防災復興振興法案(井手以誠君外十九名提出、衆法第一号)

南九州防災復興振興法案(井手以誠君外十九名提出、衆法第一号)

南九州防災復興振興法案(井手以誠君外十九名提出、衆法第一号)

南九州防災復興振興法案(井手以誠君外十九名提出、衆法第一号)

南九州防災復興振興法案(井手以誠君外十九名提出、衆法第一号)

南九州防災復興振興法案(井手以誠君外十九名提出、衆法第一号)

南九州防災復興振興法案(井手以誠君外十九名提出、衆法第一号)

南九州防災復興振興法案(井手以誠君外十九名提出、衆法第一号)

南九州防災復興振興法案(井手以誠君外十九名提出、衆法第一号)

南九州防災復興振興法案(井手以誠君外十九名提出、衆法第一号)

南九州防災復興振興法案(井手以誠君外十九名提出、衆法第一号)

南九州防災復興振興法案(井手以誠君外十九名提出、衆法第一号)

南九州防災復興振興法案(井手以誠君外十九名提出、衆法第一号)

南九州防災復興振興法案(井手以誠君外十九名提出、衆法第一号)

南九州防災復興振興法案(井手以誠君外十九名提出、衆法第一号)

南九州防災復興振興法案(井手以誠君外十九名提出、衆法第一号)

南九州防災復興振興法案(井手以誠君外十九名提出、衆法第一号)

南九州防災復興振興法案(井手以誠君外十九名提出、衆法第一号)

南九州防災復興振興法案(井手以誠君外十九名提出、衆法第一号)

南九州防災復興振興法案(井手以誠君外十九名提出、衆法第一号)

南九州防災復興振興法案(井手以誠君外十九名提出、衆法第一号)

南九州防災復興振興法案(井手以誠君外十九名提出、衆法第一号)

南九州防災復興振興法案(井手以誠君外十九名提出、衆法第一号)

南九州防災復興振興法案(井手以誠君外十九名提出、衆法第一号)

南九州防災復興振興法案(井手以誠君外十九名提出、衆法第一号)

南九州防災復興振興法案(井手以誠君外十九名提出、衆法第一号)

南九州防災復興振興法案(井手以誠君外十九名提出、衆法第一号)

南九州防災復興振興法案(井手以誠君外十九名提出、衆法第一号)

第一類第八号 農林水産委員会議事録第七号 昭和三十六年二月二十三日

委員北山愛郎君辞任につき、その補欠として松井誠君が議長の名で委員に選任された。

森林開発公団法(昭和三十一年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「行方ととも」の下に「水源をかん養するため急速かつ計画的に森林の造成を行なう必要がある地域内における当該森林の造成に係る事業を行なうほか」を加える。

第三条の次に次の一条を加える。

(資本金)

第三条の二 公団の資本金は、十億円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公団に追加して出資することができ、この場合には、公団は、その出資額により資本金を増加するものとする。

3 前二項の規定による政府の出資金及びこれを運用した場合に生ずる利子その他の運用利益金は、第十八条第一項第六号に掲げる業務の財源に充てなければならない。

第七条中「二人以内」を「三人以内」に改める。

第十八条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 水源をかん養するため急速かつ計画的に森林の造成を行なう必要があるものとして農林大臣が指定する地域内の土地につき、分取造林特別措置法(昭和三十三年法律第五十七号)第一

条に規定する造林者又は費用負担者として同条に規定する分取造林契約の当事者となり、当該契約に基づき森林の造成に係る事業を行なうこと。

第十八条に次の一項を加える。

第一項第六号の契約において、分取造林特別措置法第一条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 当該契約の存続期間に関する事項

二 植栽の期間に関する事項

三 伐採の時期及び方法に関する事項

四 収益分取の方法に関する事項

五 その他農林省令で定める事項

第二十二條の次に次の一条を加える。

(業務方法書)

第二十二條の二 公団は、第十八条第一項第六号の業務を行なおうとするときは、業務方法書を定め、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の業務方法書に定めるべき事項は、農林省令で定める。

第二十三條第一項中「又は前条第一項の受託準則又は前条第一項の業務方法書に改める。

第二十四條中「又は第二十二條第一項の受託準則」を、「第二十二條第一項の受託準則又は第二十二條の二

第一項の業務方法書に改め、「第二十二條第一項又はは」を「第二十二條第一項、第二十二條の二第一項又はは」に改め、「若しくは受託準則」を「受託準則若しくは業務方法書」に改める。

第三十二條の次に次の一条を加える。

(区分経理)

第三十二條の二 公団は、第十八条第一項第六号に掲げる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

第三十七條に次の一号を加える。

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

第三十九條第一号中「第三十條を」を「第二十二條の二第一項、第三十條を」に改め、同条中「又は前条第二項の規定による認可又は第二十三條第一項の規定による業務方法書の認可」に改め、同条中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十二條の二第二項又はは次条の規定により農林省令を定めようとするとき。

附則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

理由
水源をかん養するため急速かつ計画的に森林の造成を行ふ必要がある地域内における森林の造成に係る事業を森林開発公団に行なわせる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公有林野等官行造林法を廃止する法律案

公有林野等官行造林法を廃止する法律案

公有林野等官行造林法(大正九年法律第七号)は、廃止する。

附則

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に公有林野等官行造林法に基づき締結された契約については、同法は、なおその効力を有する。

3 分収造林特別措置法(昭和三十三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「公有林野等官行造林法(大正九年法律第七号)第一条(官行造林契約)の契約及び」を削る。

4 附則第二項に規定する契約についての分収造林特別措置法の適用については、なお従前の例による。

理由

森林開発公団法の一部を改正する法律の施行により従前が公有林野等官行造林法に基づいて行なつてきた造林事業と同種の事業を森林開発

公団が行なふこととなつたこと及び最近における公有林野の造林事業に係る助成態勢の整備の状況等にかんがみ、公有林野等官行造林法を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

森林火災国営保険法の一部を改正する法律案

森林火災国営保険法の一部を改正する法律案

森林火災国営保険法(昭和十二年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

森林火災国営保険法

第一条中「森林火災保険」を「森林火災国営保険」に改める。

第二条第一項中「森林火災保険」を「森林火災国営保険」の下に「及氣象上ノ原因ニ因ル災害(風害水害雪害干害凍害及潮害ニ限ル)ニ因リテ生ズルコトアルベキ損害」を加える。

第十五条に次の一号を加える。
四 填補すべき額が少額ト認めラルル場合ニシテ省令ヲ以テ定ムル場合

第二十二条第一項中「森林火災保険」を「森林火災国営保険」に改め、同条第三項中「森林火災国営保険審査会」を「森林火災国営保険審査会」に改める。

第二十三条及び第二十五条中「森林火災保険」を「森林火災国営保険」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に存する保険契約であつて、その時における残存保険期間が三月に満たないものについては、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に存する保険契約であつた前項に規定するものの以外のものであるものは、昭和三十六年五月三十一日までは、なお従前の例による。

4 前項に規定する保険契約であつて、同項に規定する期日までにその保険契約者から、農林省令で定めるところにより、都道府県知事に對しその契約を次項の規定により変更することを希望しない旨の申請があつたものについては、前項に規定する期日経過後において、なお従前の例による。

5 附則第三項に規定する保険契約であつて前項に規定するもの以外のものであるものは、昭和三十六年六月一日午前零時において、政府とその保険契約者との間に、当該保険契約に係る保険の目的たる森林につき、火災によつて生ずべき損害のほか、氣象上の原因による災害(風害、水害、雪害、干害、凍害及び潮害に限る)によつて生ずべき損害(以下「氣象災害による損害」という。)をも政府において補填する旨の約定の変更が行なわれたものとする。

6 前項の場合には、当該保険契約については、保険料の額は従前の額と同額とし、氣象災害による損害に係る政府のてん補額を計算する場合における保険金額は政令で定めるところにより計算した金額とする。

7 附則第五項の場合には、当該保険契約については、政府の氣象災害による損害をてん補する責任は、同項に規定する時から始まるものとする。

8 改正後の第十五条第四号の規定は、附則第五項に規定する保険契約についても、適用する。

第六十五条第一項の表中

森林火災国営保険
審査会

「森林火災国営保険法(昭和十二年法律第二十五号)の規定により森林火災国営保険に關する事項を審査すること。」

「森林火災国営保険法(昭和十二年法律第二十五号)の規定により森林火災国営保険に關する事項を審査すること。」

10 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第七十九条第六項及び第二百五十四條第四項中「森林火災国営保険法」を「森林火災国営保険法」に改め、同条第四項中「森林火災国営保険法」を「森林火災国営保険法」に改める。

理由

森林の火災による損害のほか、氣象災害による損害についても、国営保険事業においてこれをてん補する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

9 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「森林火災保険事業」を「森林火災国営保険事業」に改め、同条第五十七号中「森林火災国営保険事業」を「森林火災国営保険事業」に改める。

第六十二条第五号中「森林火災国営保険」を「森林火災国営特別会計」に改め、同条第六号中「森林火災国営特別会計」を「森林火災国営特別会計」に改める。

森林火災国営特別会計(昭和十二年法律第二十五号)の規定により森林火災国営特別会計に關する事項を審査すること。

に改め、同条第二項中「森林火災国営特別会計」を「森林火災国営特別会計」に改める。

○八田政府委員 森林開発公団法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明いたします。

森林資源の確保と国土の保全上森林の果たす役割につきましても、今さら申すまでもないことであるが、なかなか、近年の台風災害その他の実情を見ますと、治山治水の目的をよりよく達成するための森林の造成を今後さらに積極的に推進することの必要性が痛感されるのであります。このため、国の施策といたしまして、造林、治山等に対する公共投資等が行なわれてきたのであります。この一環として、水源地域における民有の要造林地につきましては、公共事業費による補助造林

の推進のほか、従来より公有林野等官
行造林法に基づき国が収益分収の方式
による造林事業を行ってきたのであ
ります。ところで、この官行造林事業
の現況を見ますと、対象地が零細で分
散しているほか、国有林野事業におけ
る生産力増強計画及び既往の官行造林
地に主伐期の到来したこと等に基づく
事務量の増大等の事情もあり、かつ、
造林事業につき地元市町村等に全面的
協力を期待することも緊要であるの
で、国が引き続き国有林野事業として
官行造林を行なうことが適切でない状
況になって参つたのであります。この
ため、今後における水源地域の森林造
成の事業につきましては、森林開発公
団が分収造林特別措置法に規定する費
用負担者または造林者となることによ
り、地元市町村、森林組合等の造林能
力の活用と相俟つてこの事業を進めて
参ることとしたと考へておきてありま
す。このような理由により、森林開発
公団法の一部を改正したいのであり
ます。

以下法律案の内容につきましてその
概要を御説明申し上げます。
まず第一に、公団法の目的に、水源
を涵養するため急速かつ計画的に森林
の造成を行なう必要がある地域内にお
ける当該森林の造成にかかる事業を行
なうことを加えることとしたことであ
ります。

第二に、これに伴い、この水源涵養
林の造成を行なう必要があるものとし
て農林大臣が指定する地域内の土地に
つき、同公団が分収造林特別措置法第
一条に規定する費用負担者または造林
者として同条の分収造林契約の当事者
となり、これに基づいて森林の造成に

かかる事業を行なうことを同公団の業
務に加えたこととあります。

第三に、この業務を行なうのに必要
な財源として十億円の政府出資を行な
うこととし、また、政府がさらに追加
して出資を行なうことができる旨の規
定を加えたこととあります。

第四に、これらの規定を設けたこと
に伴い、經理の方法その他の必要な規
定の追加及び関係規定の整理を行なう
こととしたこととあります。

以上がこの法律案の提案の理由及び
内容のおもな点であります。何とぞ慎
重御審議の上すみやかに御可決あらん
ことをお願いいたします。

公有林野等官行造林法を廃止する法
律案について、その提案の理由を御説
明いたします。

公有林野等官行造林法は、公有林野
に対し国が森林の造成を行なうことを
目的として大正九年に発足したもので
あり、その後水源地域における私有林
等にも対象地を拡大して今日に至る
たものであります。次に述べる理由
から、このたび同法を廃止することが
必要になったと考へられるのでありま
す。

まず第一に、公有林を含めた一般の
民有林に対する森林の造成についての
施策といつて、昭和三十三年に
分収造林特別措置法が制定され、同法
により公有林についても分収契約の締
結を通じて造林に必要な資金の導入を
はかることが容易になつて参つたので
あります。さらに昭和三十四年度か
らは市町村に対する農林漁業金融公庫
からの造林融資の制度も開かれ、これ
らにより公有林野における造林事業に

ついての助成態勢が着々と整備されて
きていることとあります。

第二に、水源地域における森林の造
成についての新たな施策として、この
たび別途御審議いただきます森林開発
公団法の一部を改正する法律案におき
まして、従来国が公有林野等官行造林
法に基づき行なつてきたものと同種の
事業を森林開発公団に行なわせること
としたこととあります。

これらの理由により、公有林野等官
行造林法を廃止したのであります。

なお、これに伴う経過措置として、同
法を廃止する法律の施行前に公有林野
等官行造林法に基づき締結された契約
については、同法はなおその効力を有
するものとし、これに関連して関係法
律における規定の整理を行なうことと
したのであります。

以上がこの法律案の提案の理由及び
内容の主な点であります。何とぞ慎重
御審議の上すみやかに御可決あらんこ
とをお願いいたします。

森林火災国営保険法の一部を改正す
る法律案について、その提案理由を御
説明いたします。

最近におけるわが国経済の成長はま
ことに著しいものがありますが、これ
に伴いまして、木材需要も急速な伸長
を見せ、今後この趨勢が続くものと
推測されているのであります。このよ
うな情勢に対処いたしますためには、
人工造林面積を経済的及び技術的に可
能な限り拡大することがきわめて必要
であります。御承知の通り、林業は
造林から伐採に至るまで非常に長期間
を要するものであります。わが国の
ように災害の多いところにおきまして
は、森林は常に危険にさらされている

わけでありまして。そのため災害対策と
して種々の措置を講じているのであり
ますが、その一つとして、昭和十二年
から、当時民間保険のベースに乗りが
たいといわれた人工幼令林を対象とし
る森林火災国営保険事業を開始し、以
来おおむね順調な発展を遂げ今日に及
んでいるのであります。しかしながら、
火災による損害のみを填補するので
は、災害対策としての面のみならず、
林業金融の裏づけとしての森林の担保
価値の面におきまして、なお不十分
であると考へられ、さらに一そうこの
国営保険事業を拡充することが必要で
あります。

この法律案は、以上述べましたよう
な趣旨に基づきまして、従来火災のみ
であつた保険事業に、気象上の原因に
よる災害を加へ、森林保険事業を総合
的なものに発展せよとするもので
あります。

以上がこの法律案の提案の理由であ
ります。何とぞ慎重御審議の上すみや
かに御可決あらんことをお願いいたし
ます。

〇坂田委員長 ただいま提案理由の説
明を聴取いたしました三法律案に対す
る質疑は後日に譲ることいたします。

〇坂田委員長 次に、議員提出の南九
州防災営農振興法案及び南九州防災営
農公団法案を議題とし、提出者に提案
理由の説明を求めます。片島港君。

南九州防災営農振興法案
南九州防災営農振興法
(目的)
第一条 この法律は、しばしば台風
の来襲を受け、かつ、特殊土壌の

ため農業生産力が著しく劣つてい
る南九州の地域につき、その土地
条件の整備その他防災営農の振興
に必要な措置を講じ、もつて農業
経営の安定と農民生活の改善を図
ることを目的とする。

(南九州防災営農振興地域の指定)
第二条 農林大臣は、九州地方開発
審議会(以下「審議会」という。)の
審議を経て、南九州の地域でしば
しば台風の来襲を受け、かつ、特
殊土壌(シラス、ボラ、コラ、ア
カホヤ等特殊な火山噴出物その他
浸しよくを受けやすい性状の土壌
をいう。)のため農業生産力が著し
く劣つている地域を、南九州防災
営農振興地域として指定する。

2 前項の指定をするに当たつて
は、閣議の決定を経なければなら
ない。

3 農林大臣は、第一項の規定によ
り南九州防災営農振興地域の指定
を審議会の審議に付する場合にお
いては、あらかじめ、関係県の知
事の意見を聞かなければならな
い。

4 農林大臣は、前三項の規定によ
り南九州防災営農振興地域を指定
したときは、これを公示しなければ
ならない。

(防災営農振興計画)
第三条 農林大臣は、審議会の審議
を経て前条第一項の指定に係る南
九州防災営農振興地域についての
南九州防災営農振興計画(以下「防
災営農振興計画」という。)を決定
し、閣議の決定を求めなければな
らない。

- 2 前条第三項の規定は、前項の規定により防災営農振興計画を審議会の審議に付する場合について準用する。
 - 3 農林大臣は、第一項の規定による閣議の決定があつたときは、防災営農振興計画について、関係行政機関の長にこれを通知するとともに、これを公表しなければならない。
 - 4 前項の規定により公表された事項に關し利害關係を有する者は、公表の日から三十日以内に、政令で定めるところにより、関係県の知事を通じて、農林大臣に意見を申し出ることができる。
 - 5 前項の規定による申出があつたときは、農林大臣は、その申出を考慮して必要な措置を講じなければならない。
- (防災営農振興計画の内容)
- 第四条 防災営農振興計画は、第一條の目的を達成するため、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 かんがい排水事業に関する事項
 - 二 耕地整備事業に関する事項
 - 三 農地及び採草放牧地の開発に関する事項
 - 四 特殊土壤対策事業、急傾斜保全事業その他の農地防災事業に関する事項
 - 五 農地の集団化に関する事項
 - 六 農業水利の調整に関する事項
 - 七 営農類型の設定その他農業技術及び農業経営の改善に関する事項

- 八 前各号に定めるもののほか、防災営農の振興に関する事項
- (関係行政機関の長等の協力)
- 第五条 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、防災営農振興計画の円滑な実施が促進されるように協力しなければならない。
- (営農類型)
- 第六条 農林大臣は、南九州防災営農振興地域における農業者の農業経営の目標として、当該地域につき自然的経済的社会的条件が共通な地区ごとに当該地区の立地条件に適合する営農類型を定め、これを公表しなければならない。
- (防災営農振興計画に要する経費)
- 第七条 政府は、防災営農振興計画を実施するために必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。
- (農業サービスセンター)
- 第八条 国は、農地事務局の附属機関として、南九州防災営農振興地域における必要の地に、農業サービスセンターを置く。
- 2 農業サービスセンターは、南九州防災営農振興地域における農業技術の改良及び農業経営の機械化共同化に資するため、農業者に対し、農業用機械器具を貸し付け、その使用に關し指導し、及び委託を受けてその修理をする業務を行なう。
- 3 農業サービスセンターの管轄区域その他農業サービスセンターに關し必要な事項は、政令で定める。

- (協同農業普及事業に対する補助の特例)
- 第九条 南九州防災営農振興地域における協同農業普及事業に係る農業改良助長法(昭和二十三年法律第百六十五号)に基づく国の助成についての同法第十六条の三の規定の適用については、同条中「倍額」とあるのは「額の三倍に相当する額」とに読み替へるものとする。
- (農林漁業金融公庫の貸付け)
- 第十条 農林漁業金融公庫は、政令で定めるところにより、南九州防災営農振興地域における農業者に対し、第六条に規定する営農類型に基づき農業経営改善計画の達成に必要な資金で農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八条第一項第一号又は第八号に掲げるものを、利率は年三分五厘以内、償還期間(据置期間を含む)は二十年以内の条件で貸し付けることができる。
- (国土総合開発計画等との調整)
- 第十一条 国土総合開発計画、九州地方開発促進計画又は台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法(昭和三十三年法律第七十二号)に基づく災害防除事業五箇年計画と防災営農振興計画との調整は、内閣総理大臣及び農林大臣が、それぞれ、国土総合開発審議会、審議会又は台風常襲地帯対策審議会の意見を聞いて行なうものとする。
- (南九州防災営農公団の設置)
- 第十二条 防災営農振興計画に基づく事業のうち必要、かつ、適切な

- 事業を実施させるため、別に法律で定めるところにより、南九州防災営農公団を設置する。
- (政令への委任)
- 第十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施について必要な事項は、政令で定める。
- 附 則
- 1 この法律は、公布の日から施行する。
 - 2 第二条の規定により南九州防災営農振興地域として指定された地域については、当該地域についての特殊土壌より、地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)の規定は、これを適用しない。
 - 3 この法律の規定により公庫が行なう資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項及び第三十条第二項第一号の規定の適用については、同法第二十九条第二項中「融通法」とあるのは「南九州防災営農振興法(昭和三十六年法律第 号)」と、同法第三十条第二項第一号中「融通法」とあるのは「南九州防災営農振興法」とする。
 - 4 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。
- 第四十一条を次のように改める。
- (農業サービスセンター)
- 第四十一条 農業サービスセンターの職務その他農業サービスセンターに關し必要な事項は、南九州防災営農振興法(昭和三十

十六年法律第 号)の定めるところによる。

5 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条の表九州地方開発審議会の項中「九州地方開発促進法(昭和三十四年法律第六十号)」の下に「及び南九州防災営農振興法(昭和三十六年法律第 号)」を加える。

理 由

台風常襲地帯であり、かつ、特殊土壤地帯であるために農業生産力が著しく低劣な南九州地域について、公団方式により計画的に大規模に農業生産基盤の整備の事業を推進する等営農振興に必要な措置を講じ、もつてこの地域の農業経営の安定と農民生活の改善を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費は、本案施行に要する経費としては、平年度約七十億円の見込みである。

南九州防災営農公団法案

南九州防災営農公団法

目次

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 役員及び職員(第七条―第十七条)

第三章 業務(第十八条―第二十八条)

第四章 財務及び会計(第二十九条―第四十二条)

第五章 監督(第四十三条・第四十四条)

第六章 雑則(第四十五条—第四十七条)

第七章 罰則(第四十八条—第五十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 南九州防災營農公団は、南九州防災營農振興法(昭和三十三年法律第 号)第十二条の規定に基づき、南九州防災營農振興地域における畑地かんがい事業、農地防災事業等の事業を実施し、もつてその地域における農業経営の安定に資することを目的とする。

(法人格)

第二条 南九州防災營農公団(以下「公団」という)は、法人とする。

(事務所)

第三条 公団は、主たる事務所を鹿児島市に置く。

2 公団は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(登記)

第四条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第五条 公団でない者は、南九州防災營農公団という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法

行為能力)、第五十条(法人の住所)及び第五十四条(代表権の制限)の規定は、公団に準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第七条 公団に役員として、総裁一人、副総裁一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の仕事及び権限)

第八条 総裁は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 副総裁は、総裁の定めるところにより、公団を代表し、総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、総裁の定めるところにより、公団を代表し、総裁及び副総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、公団の業務を監査する。

(役員の仕事)

第九条 総裁及び監事は、農林大臣が任命する。

2 副総裁及び理事は、総裁が農林大臣の認可を受けて任命する。

(役員の仕事)

第十条 役員の仕事は、三年とする。

2 役員は、再任されることができ

(役員の仕事)

第十一条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、政府職員(人事院が指定する非常勤の者を除く)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長の若しくは常勤の職員

二 政党の役員

三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

四 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(役員の仕事)

第十二条 農林大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 農林大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(役員の仕事)

第十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十四条 公団と総裁、副総裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

(代理人の選任)

第十五条 総裁、副総裁及び理事は、公団の職員のうちから、公団の業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十六条 公団の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員の仕事)

第十七条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十八条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 南九州防災營農振興地域における次に掲げる事業を施行すること。

イ 畑地かんがい事業

ロ 特殊土壌(シラス、ボラ、コラ、アカホヤ等特殊な火山噴出物その他浸しよくを受け

やすい性状の土壌をいう。)対策事業及び急傾斜対策事業

ハ 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第六十一条各号に掲げる土地(農地法施行法(昭和二十七年法律第二百三十号)第六條第一項の規定により農地法第四十四條第一項の規定によつて買収したものとみなされる土地を含む。)

二 農地防風林を造成する事業

ニ 前号の事業の施行によつて生じた施設についての災害復旧事業を施行すること。

三 前二号の事業の施行によつて生じた施設の管理を行なうこと。

四 前三号の事業に附帯する事業を行なうこと。

2 公団は、前項の業務のほか、委託を受けて農地の改良又は造成を行つことができる。

(事業実施計画及び施設管理規程)

第十九条 公団は、前条第一項第一号又は第二号の事業を施行しようとするときは、農林省令で定める手続に従い、事業実施計画を作成し、これを農林大臣に提出しなければならない。

2 前項の事業実施計画には、次の事項を記載しなければならない。

一 事業の目的及び要旨

二 事業の施行区域に關する事項

三 事業の施行によつて利益を受けるべき土地(以下「受益地」という)の所在及び面積

四 受益地の現況

- 五 主要工事計画及び附帯工事計画
- 六 工事の着手及び完了の予定時期
- 七 所要事業費及びその負担割合
- 八 事業の効果
- 九 その他農林省令で定める事項
- 三 公団は、第一項の事業実施計画については、南九州防災営農振興法第三条の規定により樹立された防災営農振興計画(以下「防災営農振興計画」という。)に基づいて、これを作成しなければならない。
- 四 公団は、前条第一項第三号の事業を行なうときは、農林省令で定める手続に従い、施設管理規程を作成し、これを農林大臣に提出しなければならない。
- 五 前項の施設管理規程には、次の事項を定めなければならない。
- 一 管理する施設
- 二 管理の方法
- 三 施設の一部の管理を土地改良区に委託する場合にあつては、管理の委託に関する準則
- 四 管理費及びその負担割合
- 五 その他農林省令で定める事項
- 六 公団は、第一項の事業実施計画又は第四項の施設管理規程を作成しようとするときは、その事業実施計画又は施設管理規程について、関係県知事に協議しなければならない。
- (意見書の提出等)
- 第二十条 農林大臣は、前条第一項又は第四項の規定による事業実施計画又は施設管理規程の提出があつたときは、政令で定めるところにより、その旨を公告することとも
- に、その事業実施計画又は施設管理規程を二十日間公衆の縦覧に供しなければならない。ただし、第十八条第一項第二号の事業で災害のため急速に行なう必要があるものに係る事業実施計画については、公衆の縦覧に供することを要しない。
- 二 前項の規定により縦覧に供された事業実施計画又は施設管理規程について意見がある利害関係人(当該事業に係る土地又は土地に定着する物件の所有者、当該事業に係る水面につき漁業権又は入漁権を有する者その他これらの土地、物件又は権利に関し権利を有する者をいう。以下同じ。)は、同項の縦覧期間内に、公団に意見書を提出することができる。
- 三 公団は、前項の規定による意見書の提出があつたときは、農林省令で定める期間内に、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採用すべきであると認めるときは、その必要の範囲内においてその事業実施計画又は施設管理規程を修正し、その旨をその意見書を提出した者に通知するとともにその修正に係る部分を記載した書面を農林大臣に提出し、その意見書に係る意見を採用すべきでないと認めるときは、その旨を理由を附した書面でその意見書を提出した者に通知するとともに、その意見書に係る意見の概要及びその意見を採用すべきでないとする理由を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。
- 四 公団は、第十八条第一項第一号の事業に係る事業実施計画について前項の規定により修正をする場合には、防災営農振興計画に違反しない範囲内でこれをしなければならない。
- 五 公団が第三項の規定により事業実施計画又は施設管理規程を修正しようとする場合には、前条第六項の規定を準用する。
- 六 公団は、第二項の場合において、同項の規定による意見書の提出がなかつたときは、遅滞なく、その旨を農林大臣に届け出なければならない。
- 七 第三項の規定によりその意見書に係る意見を採用すべきでないとする旨の通知を受けた者及び第二項の規定による意見書を提出した者で第三項の農林省令で定める期間内に公団からその意見書に係る意見を採用するかどうかについての通知を受けなかつたものは、更に意見があるときは、農林省令で定める手続に従い、意見書を農林大臣に提出することができる。ただし、第三項の農林省令で定める期間満了後十五日を経過したときは、この限りでない。
- 八 農林大臣は、前項の規定による意見書の提出があつたときは、農林省令で定める期間内に、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採用すべきであると認めるときは、公団に対しその事業実施計画又は施設管理規程に必要な修正を加えるべきことを指示するとともにその旨をその意見書を提出した者に通知し、その意見書に係る意見を採用すべきでないと認めるときは、その旨を理由を附した書面でその意見書を提出した者に通知するとともにその書面の写しを公団に送付しなければならない。
- 九 農林大臣は、第七項の場合において、同項の規定による意見書の提出がなかつたときは、遅滞なく、その旨を公団に通知しなければならない。
- 十 公団が第三項又は第八項の規定により事業実施計画又は施設管理規程に必要な修正を加えたときは、その修正が当該事業に係る利害関係人の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかである場合を除き、その修正に係る部分について更に第一項からこの項までに規定する手続を行なうべきものとする。
- 十一 農林大臣は、前条第一項又は第四項の規定により提出された事業実施計画又は施設管理規程について、第一項から前項までの規定により行なうべき手続がすべて終了したときは、その旨を告示しなければならない。
- 十二 公団は、第十八条第一項第一号又は第二号の事業については、その事業に係る事業実施計画につき前項の規定による告示があつた後(第一項ただし書に規定する事業については、同項本文の公告があつた後)でなければ、その事業実施計画による工事に着手してはならない。
- (受託準則)
- 第二十一条 公団は、第十八条第二項の事業を行なうときは
- は、受託準則を定め、農林大臣の認可を受けなければならない。
- 二 前項の受託準則に定めるべき事項は、農林省令で定める。
- (事業実施計画等の変更)
- 第二十二条 公団は、第十九条第一項の事業実施計画又は同条第四項の施設管理規程を変更しようとするときは、農林省令で定める手続に従い、その変更に係る部分を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。
- 二 公団は、第十八条第一項第一号の事業に係る事業実施計画の変更をする場合には、防災営農振興計画に違反しない範囲内でこれを行なうべきでない。
- 三 第一項の変更(政令で定める軽微な変更を除く。)については、第十九条第六項及び第二十條の規定を準用する。
- (賦課金)
- 第二十三条 公団は、政令で定めるところにより、第十八条第一項第一号から第三号までの事業によつて利益を受ける者でその事業に係る受益地につき土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三条(土地改良事業に参加する資格に規定する資格を有するものその他農林大臣の指定するもの)に對し、その者の受ける利益を限度として、その事業に要する費用の全部又は一部を賦課徴収することができる。
- 二 前項に規定する者が当該事業に係る受益地の全部又は一部をその地区に含む土地改良区の組合員である場合には、公団は、その者に

対する同項の規定による賦課徴収に代えて、その土地改良区に対し、当該賦課金の額に相当する額の金銭を賦課徴収することができる。

3 前二項の規定による賦課徴収の処分は、その処分に係る賦課金の納期限（分割して納入させる場合にあっては、最初に納入させる賦課金についての納期限）前九十日まで、しなければならない。

4 前項の処分を受けた者は、その処分について不服があるときは、公団に対してこれを申し立てることができる。ただし、その処分を受けた日から二十日を経過したときは、この限りでない。

5 公団は、前項の規定による不服の申立てがあつたときは、同項ただし書の期間満了後三十日以内にこれを決定しなければならない。（強制徴収）

第二十四条 公団は、前条第一項又は第二項の規定による賦課金の納入義務者がその納期限までにその賦課金を納入しないときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2 公団は、前項の規定により督促をするときは、納入義務者に対し督促状を発する。この場合において督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

3 前条第一項の規定による賦課金の納入義務者で第一項の規定による督促を受けたものがその指定の期限までにその賦課金及び第七項

の延滞金を納入しないときは、市町村は、公団の請求により、地方税の滞納処分の例により、これを処分する。この場合には、公団は、その徴収金額の百分の四を市町村に交付しなければならない。

4 市町村が前項の請求を受けた日から三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にこれを終了しないときは、公団は、地方税の滞納処分の例により、農林大臣の認可を受けて、その処分をすることができる。

5 前条第二項の規定による賦課金の納入義務者で第一項の規定による督促を受けたものがその指定の期限までにその賦課金及び第七項の延滞金を納入しないときは、公団は、地方税の滞納処分の例により、農林大臣の認可を受けて、その処分をすることができる。

6 前三項の規定による徴収金の先取得権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時刻については、地方税の例による。

7 公団は、第一項の規定により督促をしたときは、賦課金の額百円につき一日四銭の割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、農林省令で定める場合は、この限りでない。

（土地改良区の組合員に対する経費の賦課及び徴収）
第二十五条 土地改良法第三十六条第一項、第二項及び第四項（経費の賦課）、第三十八条並びに第三

十九条（賦課金等の徴収）の規定については、第二十二條第二項の規定による賦課金を土地改良区の事業に要する経費とみなして、これらの規定を準用する。

（県の費用負担）
第二十六条 第十八条第一項第一号又は第二号の事業に係る受益地の全部又は一部をその区域に含む県は、政令で定めるところにより、その事業に要する費用の一部を負担金として公団に支払わなければならない。

（権利関係の調整）
第二十七条 公団が第十八条第一項第一号から第三号までの事業を行なつた場合については、土地改良法第五十九条（償還すべき有益費）、第六十二条（組合員の地代等の増額請求）及び第六十五条（農地法の適用）の規定を準用する。この場合において、同法第五十九条及び第六十二条第一項中「土地改良事業」とあるのは、「南九州防災営農公団が行なう南九州防災営農公団法（昭和三十六年法律第 号）第十八条第一項第一号から第三号までの事業」と、同法第六十二条第一項中「組合員」とあるのは、「南九州防災営農公団法第二十三条第一項の規定による賦課金を納入すべき者（同条第二項の規定による賦課金に充てられた土地改良区が同法第二十五条で準用する土地改良法第三十六条第一項の規定により賦課徴収する金銭を負担した組合員を含む）」と読み替へるものとする。

（土地改良法の準用）
第二十八条 土地改良法第一百八条（測量、検査等の手続）、第一百九条（障害物の移転等）、第二百一一条（急迫の際の使用等）、第二百二十二条第一項及び第二項（損失補償）並びに第二百二十三条（補償金等の供託）の規定は、公団が第十八条第一項各号の事業を行なう場合に準用する。この場合において、同法第一百八条第一項、第一百九条、第二百一一条、第二百二十二条第一項及び第二百二十三条第一項中「土地改良事業」とあるのは、「南九州防災営農公団法第十八条第一項各号の事業」と、同法第二百二十二条第二項中「第十條第三項、第四十八條第五項（第九十五條の二）第三項及び第九十六條の三において準用する場合を含む」、第八十七條第三項（第八十七條の二）第四項及び第八十七條の三第二項において準用する場合を含む、第九十五條第四項、第九十六條の二第五項、第九十八條第九項又は第九十九條第十一項の規定による公告」とあるのは、「南九州防災営農公団法第二十条第一項（同法第二十二條第二項において準用する場合）及び同法第二十条第十項の規定により同法第二十条第一項に規定する手続を行なう場合を含む」の規定による公告」と読み替へるものとする。

第四章 財務及び会計
第二十九条 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

（予算等の認可）
第三十条 公団は、毎事業年度、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に農林大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 公団は、前項の規定による認可を申請する場合には、当該事業年度の業務計画その他予算及び資金計画の参考となるべき事項に関する書類を認可申請書に添えなければならない。

（決算）
第三十一条 公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

（財務諸表）
第三十二条 公団は、毎事業年度、農林省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、決算完了後二月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

3 公団は、第一項の規定による農林大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

（借入金）
第三十三条 公団は、農林大臣の認可を受けて、政府又は金融機関か

ら長期借入金又は短期借入金をすることができ。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(防災営農債券の発行)

第三十四条 公団は、農林大臣の認可を受けて、防災営農債券を発行することができる。

2 前項の規定により公団が発行する防災営農債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

4 公団は、農林大臣の認可を受けて、防災営農債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

5 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定による委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、防災営農債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(政府からの貸付け等)

第三十五条 政府は、公団に対して長期若しくは短期の資金の貸付けをし、又は防災営農債券の引受けをすることができ。

(償還計画)

第三十六条 公団は、毎事業年度、長期借入金及び防災営農債券の償還計画をたてて、農林大臣の認可を受けなければならない。

(補助金)

第三十七条 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、公団に対し、第十八条第一項第一号及び第二号の事業に係る事業費の一部を補助することができる。

(余裕金の運用)

第三十八条 公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債及び農林大臣の指定するその他の有価証券の取得

二 農林中央金庫及び農林大臣の指定するその他の金融機関への預金又は郵便貯金

(財産の処分等の制限)

第三十九条 公団は、その所有する不動産その他政令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(規程)

第四十条 公団は、業務開始の際、次の事項について規程を定めなければならない。

一 会計に関する事項

二 役員及び職員の給与及び退職手当に関する事項

2 公団は、前項の事項について規程を定めようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(大蔵大臣に対する協議)

第四十一条 農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第三十条第一項、第三十三条第一項若しくは第二項ただし書、第三十四条第一項若しくは第四項、第三十六条、第三十九条又は前条第二項の規定による認可をしようとするとき。

二 第三十二条第一項の規定による承認をしようとするとき。

三 第三十八条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

四 次条の規定により農林省令を定めようとするとき。

(農林省令への委任)

第四十二条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に関し必要な事項は、農林省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第四十三条 公団は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第四十四条 農林大臣は、必要があると認めるときは、公団に対して業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に公団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第四十五条 公団の解散については、別に法律で定める。

(国有土地等の管理)

第四十六条 農林大臣は、公団に対し、政令で定めるところにより、その同意を得て、南九州防災営農振興地域内にある農地法第六十一条各号に掲げるもの（農地法施行法第六十一条第一項の規定により農地法第四十四条第一項の規定によつて買収したものとみなされるものを含む。）の管理を委託することができる。

2 公団が前項の規定による委託を受けたときは、その管理に要する費用は、公団の負担とする。この場合には、受託に係る同項に掲げるものの使用料は、公団の収入とする。

(他の法令の準用)

第四十七条 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則

第四十八条 公団が第四十四条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした公団の役員又は職員を五万円以下の罰金に処する。

第四十九条 次の場合においては、その違反行為をした公団の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第四十一条第一項の規定に違反して登記を怠つたとき。

三 第十八条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十条第十二項の規定に違反して工事に着手したとき。

五 第三十八条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

六 第四十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

第五十条 第五十条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえ

ない範囲内で政令で定める。

(公団の設立)

第二条 農林大臣は、公団の総裁又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された総裁となるべき者は、第九條第二項の例により公団の副総裁又は理事となるべき者を指名する。

3 前二項の規定により指名された総裁、副総裁、理事又は監事となるべき者は、公団の設立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ総裁、副総裁、理事又は監事に任命されたものとする。

第三条 農林大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に関する事務を処理させる。

第四条 設立委員は、公団の設立の準備を完了したときは、農林省令で定める手続に従い、その旨を農林大臣に届け出るとともに、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された総裁となるべき者に引き継がなければならない。

第五条 附則第二条第一項の規定により指名された総裁となるべき者が前条の事務の引継ぎを受けたときは、その引継ぎを受けた日において、附則第二条第一項又は第二項の規定により指名された役員となるべき者の全員は、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六条 公団は、設立の登記をする

第七條 公団の最初の事業年度は、第二十九條の規定にかかわらず、その設立の日始まり、昭和三十

七年三月三十一日に終わるものと

第八條 公団の最初の事業年度の予算については、第三十條第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは「公団の成立後遅滞なく」と読み替えるものとする。

(登録法の改正)

第九條 登録法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一号ノ十の次に次の一を加える。

一ノ十一 南九州防災営農公団 自己ノ為ニスル登記又ハ登録

(印紙法の改正)

第十條 印紙法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ五ノ七の次に次の一を加える。

六ノ五ノ八 南九州防災営農公団ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の改正)

第十一條 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第四号の九の次に次の一を加える。

四ノ十 南九州防災営農公団(法人税法の改正)

(行政管理局設置法の改正)

第十三條 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第十二号中「農地開発機械公団」の下に「南九州防災営農公団」を加える。

(農林省設置法の改正)

第十四條 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第六條第三項中「及び農地開発機械公団監理官」を「農地開発機械公団監理官及び南九州防災営農公団監理官に、同条第四項中「又は農地開発機械公団監理官」を「農地開発機械公団監理官又は南九州防災営農公団監理官に、又は農地開発機械公団又は南九州防災営農公団」に改める。

第九條第一項第十六号中「及び農地開発機械公団」を「農地開発機械公団及び南九州防災営農公団」に改める。

(地方税法の改正)

第十五條 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第一号中「農地開発機械公団」の下に「南九州防災営農公団」を加える。

第七十二條の四第一項第二号中「農地開発機械公団」の下に「南九州防災営農公団」を加える。

第七十三條の四第一項第一号、第二十九條第一号及び第三百四十八條第二項第二号中「農地開

発機械公団」の下に「南九州防災営農公団」を加える。

(土地収用法の改正)

第十六條 土地収用法の一部を次のように改正する。

第三條第五号中「愛知用水公団」の下に「南九州防災営農公団」を加える。

第三條第六号の二の次に次の一

六の三 南九州防災営農公団が南九州防災営農公団法(昭和三十六年法律第 号)によつて行なう畑地かんがい事業の施行に伴い設置する用水機

又は地下水源の利用に関する設備

理由

南九州防災営農振興地域における畑地かんがい事業、農地防災事業等を実施し、その地域における農業経営の安定に資するため、南九州防災営農公団を設立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、初年度約五億円の見込みである。
(平年度四億円)

○片島議員 たいだいま議題となりまし
た南九州防災営農振興法案及び南九州
防災営農公団法案につきまして、その
提案理由を御説明申し上げます。その
まず、南九州防災営農振興法案につ
いて申し上げます。

南九州地方は、今日産業経済の面にお
いて他の地方に比べ全般にはなはだ
しいおくれをとっておりますが、農業

におきましても生産性の低さ、従つて
また農業所得の低さが多くの人によつ
てしばしば指摘せられていたのであり
ます。しかし、そのよつてきたるゆ

えんのものを考えますならば、究極に
おきましては、後進地域産業開発に
関する従来の施策に適切に欠くものが
あつた事実には歸せざるを得ないと存
するのであります。しかし、一面にお
きましては、南九州農業をとりまく自

然条件の苛烈さ、あるいは社会経済的
環境の劣悪さによるところも決して少
なくはないと申さざるを得ないのであ
ります。御承知の通り、南九州は、台

風襲来の玄関口ともいふべき地点に位
置し、また、そこに分布する土壌はそ
のままでは農耕にとつてまことに工合
の悪い性質を有しておりますので、勢

い農業生産力は低い水準にとどまらざ
るを得ず、他方、社会経済的条件から
見ましても、工業の発達に見るべきも
のがなく、大消費地からも隔絶して市

場条件に恵まれない状態にありますの
で、農家は父祖伝来の狭隘な農地にひ
しめられていて零細経営に呻吟すること
を余儀なくされてゐるのであります

が、さらに、これらが原因となり結果
ともなつて、現在見るような資本整備
の貧弱、他地域に比しての著しい所得
の落差、負債の累積等をもたらしこと
と相成つてゐるのであります。

以上が南九州農業の偽りのない実態
でございますが、今にしてここに適切
な施策が及ばないとするならば、これ
ら一連の悪循環は絶えず繰り返され、
農業の停滞性、ひいては産業経済の後進
性はいよいよ深刻なものとなり、国民
経済にとつてもゆゆしき損失をもたら
すおそれなしとしないのであります。

しかしながら、幸いにして、近來この僻遠の地に対してもようやく科学技術の進歩の影響が及び始め、土壤保全に關する耕地防風林、耕地牧草あるいは灌漑水等の効用が明らかにせられるとともに、水陸路の早期栽培やビート等の新作作物導入の可能性が実証され、またカンショや豚等の生産の伸びにさへあられ、農業発展の前途につきひそかなる曙光を見出すに至っているのであります。

かくて、この地域における農業振興の基本方向は、農業生産基盤の固期的な整備拡充と合理的な営農方式の採用によつて再編成された総合的防災営農の確立にあるべきことを明確に指向するに至つてゐるのであります。

ここに於いて、われわれは、國の責任を中心とする大幅な財政投融資と濃密な指導援助のもとに、大規模な生産基盤整備事業、防災作付体系の確立、畜産の向上発展、生産、加工、流通過程の共同化等を包含した抜本的かつ総合的な防災農業振興対策を講ずることによつて、立ちおくれた南九州農業に科学技術の進歩にさへあられた安定と発展の地位をもたらしうとして本案を提出することとした次第であります。が、かくすることが、経済の高度成長下に発生する所得の地域的産業的不均衡を改め、国民経済を全体として健全な姿で発達せしめる方途につながるものでもあると深く確信いたすものであります。

なお、従前の地域特殊立法は、その施行後の実績にかんがみず、いづれも計画に対する財政上の裏づけがきわめて貧弱であつて、計画面と実施面に大きなそごを露呈しており

ますので、本案におきましては、かかる欠陥を是正するとともに、事業の特殊性をも考慮いたしまして、別途に南九州防災営農公団法案を提出して、公団方式により必要な事業の推進をはかる措置を講ずることとしたており、南九州防災営農公団法案の樹立と実施の期間は五カ年間、所要事業費の総額は約五百億円、その負担区分は、当地方の財政状態と住民の負担力を考慮して、国費七割、県費二割、市町村、受益者それぞれ五分ずつとして法律の運営をはかる所存であります。

以上、本案の提案理由について申し上げましたが、以下そのおもな内容について申し上げます。

第一に、農林大臣は、九州地方開発審議会の審議を経て、南九州の地域でしばしば台風の影響を受けかつ特殊土壌のため農業生産力が著しく劣つてゐる地域を、南九州防災農業振興地域として指定することとし、その場合、閣議の決定を経なければならぬこととし、また、農林大臣は、南九州防災農業振興地域の指定を審議会の審議に付する場合、あらかじめ関係県知事の意見を聞かなければならぬこととし、さらに、地域指定をしたときはこれを公示しなければならぬこととしております。

第二に、農林大臣は、南九州防災農業振興地域について南九州防災農業振興計画を策定し、閣議の決定を求めた上これを公表することとしており、この決定事項に關し利害關係を有する者は、公表の日から三十日以内に政令の定めるところにより関係県の知事を通じて意見を申し出ることができるとしてあり、この申し出があつた場合、農林大臣はその申し出を考慮して必要な措置を講じなければならぬこととしてあります。

第三に、防災農業振興計画の内容は、一、灌漑排水事業に關する事項、二、耕地整備事業に關する事項、三、農地及び採草放牧地の開発に關する事項、四、特殊土壌対策事業、急傾斜保全事業その他の農地防災事業に關する事項、五、農地の集団化に關する事項、六、農業水利の調整に關する事項、七、農業経営の改善に關する事項、八、以上のほか防災農業振興に關する事項、等について定めるものとしてあります。

第四に、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は防災農業振興計画の円滑な実施が促進されるよう協力しなければならぬこととしてあります。

第五に、農林大臣は、南九州防災農業振興地域における農業者の農業経営の目標として、当該地域につき自然的・経済的・社会的条件が共通な地区ごとに当該地区の立地条件に適合する農業類型を定め、これを公表しなければならぬこととしてあります。

第六に、政府は防災農業振興計画を実施するために必要な資金の確保をはかり、かつ、國の財政の許す範囲内においてその実施を促進することに努めなければならぬこととしてあります。

第七に、國は農地事務局の付属機関として南九州防災農業振興地域において必要な農業サービス・センターを置くこととし、農業サービス・センターは、南九州防災農業振興地域における農業技術の改良、農業経営の機械化・共同化に資するため、農業者に対して、農業用機械器具を貸し付け、その使用に關し指導し、また依頼を受けてその修理をすることとしており、また、農業サービス・センターの管轄区域その他農業サービス・センターに關し必要な事項は政令で定めるとしてあります。

第八に、農業改良助長法に基づく國の助成を本法の対象地域については特に増額することとしてあります。

第九に、農林漁業金融公庫は、南九州防災農業振興地域における農業者に對し、営農類型に基づく農業経営改善計画の達成に必要な資金を、利率年三分五厘以内、償還期間二十年以内の条件で貸し付けることとしてあります。

第十に、国土総合開発計画、九州地方開発促進計画または台風常襲地帯における災害の防除に關する特別措置法に基づく災害防除事業五カ年計画と、防災農業振興計画との調整は、内閣総理大臣と農林大臣が国土総合開発審議会、九州地方開発審議会または台風常襲地帯対策審議会の意見を聞いて行うこととしてあります。

第十一に、防災農業振興計画に基づく事業のうち必要かつ適切な事業は、南九州防災農業公団が行なうこととしてあります。

その他、附則で、本法は公布の日から施行すること、南九州防災農業振興地域として指定された地域については特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の規定についてはこれを適用しないこととしてゐるほか、農林漁業金融公庫法、農林省設置法、総理府設置法に所要の改正を加へることとしたしてあります。

次に、南九州防災農業公団法案について申し上げます。

この法律案は、先述いたしました南九州防災農業振興法案第十二条の規定により、南九州防災農業振興地域における畑地灌漑事業、農地防災事業等を総合かつ効率的に実施するため南九州防災農業公団を設立することとし、その組織及び業務並びに公団に対する必要な監督規定等を設けたものであります。その大要を申し上げます。

第一に、この南九州防災農業公団は法人とし、主たる事務所を鹿児島市に置くこととし、役員は、総裁及び副総裁を各一人、理事五人以内、監事二人以内とし、その任命は、総裁及び監事は農林大臣が、そして副総裁及び理事は総裁が農林大臣の認可を受けてそれぞれ任命することとしたてあります。しかし、これら役員の任期は三カ年とし、その再任は妨げないこととしたてあります。

第二に、公団の業務としては、南九州防災農業振興地域における畑地灌漑事業、特殊土壌対策事業、急傾斜対策事業、農地防風林の造成、開田、開畑等の事業及びこれらの事業の施行によつて生じた施設についての災害復旧事業及び管理等を行なうこととしたてあります。が、公団がこれらの事業を行なう場合、関係知事と協議して定めた事業実施計画、または施設管理規程に基づいて実施しなければならぬこととし、その費用としては、大体現行の土地改良事業に準じ公団が受益者及び関係地方公共団体から賦課金あるいは負担金として賦課徴収することができるといたしてあります。

第三に、公団の財務及び会計につきましては、その収支予算及び資金計画につきましても毎年度農林大臣の認可を受けなければならないこととし、さらに、借入金、借入金、余剰金の運用、財産の処分等につきましても一定の制限を付する等、その経理に公正を期してあります。また、公団は農林大臣の認可を受けて防災費農債を發行できることとして、所要の規定を設けてあります。

第四に、公団に対する監督につきましては農林大臣が行なうこととしておられ、農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは公団に対してその業務に関し監督上必要な命令をすることができるとし、さらに、公団に対し、業務及び資産の状況に関し報告させることができることとしたしてあります。

第五に、公団に対する税法上の特例を設けることとして、公団に対しては所得税、法人税及び固定資産税等の諸税を課さないこととしたしてあります。

以上、両案の提案理由とその大要について申し上げました。何とぞ御審議の上すみやかに御可決賜わらんことをお願いいたします。

○坂田委員長 ただいま提案理由の説明を聴取いたしました二法律案に対する質疑は後日に譲ることとしたしてあります。

○坂田委員長 次に、農林漁業災害に關する件について調査を進めます。

この際、東北、北陸地方における農林水産関係の雪害状況調査について報告を聴取することとしたしてあります。

第一班につきましては、便宜、同班に同行されました大野市郎君から報告を受けることにいたしました。大野市郎君。

○大野(市)委員 私は、今般の六委員会でなされました雪害調査につきまして、関係委員会の第一班の共同調査に同行いたしましたので、本委員会関係事項について調査の概要を御報告いたします。

本調査班は、私のほかに、地方行政委員会からは二宮武夫君、大蔵委員会からは広瀬秀吉君、文教委員会からは上村千一郎君、運輸委員会からは肥田次郎君、建設委員会からは木村守江君、及び民社党代表として井堀繁雄君が参加せられ、山形県、秋田県及び新潟県下を二月十三日から十八日まで六日間わたりに調査して参ったのであります。

本雪害を起した原因については、委員各位はすでに十分御存じの通り、昨年の十二月二十八日に千島方面に去った低気圧が、北西に逆戻りするという異常進路をとり、三十日にはオホーツク海に入ったため、その低気圧の中心から南西に延びる気圧の谷は、日本海南部を通過して北陸方面に走り、その上空に冷たい空気が侵入してあり、また、一方、大陸から張り出した高気圧は、日本の南部から南の海上に強く張り出してきて、この気象状況のために北陸地方の沿岸に前線ができ、日本海から吹きつける北西の風は平野部にあたる前線面にぶつかり上昇気流を起し、とりわけ、上空に侵入した寒気は空気の層を一層不安定にして上昇気流をますます強くいたし、濃密な雲を作

り、平野部に多量の雪を降らす結果となったのであります。

この雪害は、強い季節風によるものではなく、南からの弱い風による大雪の好気象条件が偶発したためでありました。従つて、通常の降雪と異なり、海岸線から平野部にかけて多く、さらに、その量も記録的で、山形県では尾花沢で三百二十五センチ、秋田県では沼館で百五センチ、新潟県では塚山で三百九十センチが記録されているのであります。本年一月に入つても降雪は平年度を上回る激しさを見せており、われわれの調査に参りました二月中旬においては連日風雪注意報が出されているという状況であつたのであります。

以上のような豪雪のもとに参ります山形県、秋田県及び新潟県の実情について調査いたしましたことを簡単に御報告を申し上げます。

最初の十三日は山形県の米沢市に参りました。米沢市の市内の積雪地帯を視察しながら、地方事務所へ参り、地元の方々の陳情を受け、再び現地を調査しながら上山町に参りました。東京は快晴であるのに、上山到着直前から降雪が激しくなり、朝までにすでに六十センチの降雪を見るほどの大雪となつたのであります。

十四日は、その降る中をジープで山形市に参り、県庁で知事その他担当部長の報告を聴取いたしました。また、要望も受けたのであります。続いて大石田町に参り、町役場で地元の関係者と懇談をいたしました。暴風雪の中を新庄市に進んだのであります。新庄市は山形県下第一の多雪地帯であります。国道の両側には、機械力その他で

除雪された雪が積み上げられて、三メートル以上の雪の壁が作られ、これがいんえんと続いているような状況でありました。新庄市から横堀駅に参りまして、さらに山中八キロある雄勝村に向かつて参りましたが、積雪は激しく、除雪用のブルドーザーを先頭に立てて、除雪を行ないながら夜道を進んで目的地に着くという難行軍でありました。

十五日は、湯沢市を調査して横手市に参りまして、横手市の除雪状況を視察しながら秋田市に列車で向かつてあります。秋田市は風速十五メートル以上の粉雪まじりの強風にさらされて痛ましい姿の町と化しておりました。われわれは、到着が非常におくれましたが、予定通り調査を進めて、深夜まで県庁で地元の方々の陳情、要望を受け参つたのであります。

十六日は、秋田市から新津市に参りました。この新津市から新潟市に至ります国道は、県当局の努力によりまして、除雪機械を駆使いたしました結果、完全除雪が実現をいたしております。除雪機械の効果に今さらながら驚いた次第であります。

さらに、十七日は、新飯田の果樹地帯と三条市の果樹被害現地を、ゴム長に米俵のふたを足にしはりつけるといふ、かんじきのようなものを使用しまして、果樹園内を一時間余にわたつて調査して参りました。特に果樹園の被害がはなはだしいのに驚いたのであります。この地帯は、樹齢二十年から四十年のナシ、ブドウが多く、ナシは、樹齢四十年のものであります。一本の木から五十貫はナシがとれるという、農家にとっては宝物でございますが、

これらがむざんに枝をもぎ取られ、幹は裂けてしまつて、八番線の鉄線のたなはことごとく雪のために切れておりまして、雪の害がいかにおそろしい力を持つてゐるかをまのあたり見せられたのであります。長岡市に至ります途中、中之島村に立ち寄りまして、ここは信濃川の本流と支流にはさまれた中州地帯であります。低地帯のせいもありまして、融雪が完備してあるのであります。融雪のために投げ込まれた雪が融雪溝で流水をとめまして、あふれた水が民家の床下浸水を来たしてある実情でありました。長岡市に至りまして、市役所で種々陳情並びに要請を受けまして、融雪時の再調査を約して調査を終了したのであります。

調査中に感じましたことは、今日はまだ降雪の最中でありまして、現時点で被害の全貌をつかむことはむづかしいのであります。今後時が過ぎるに伴つて被害の状況が激増することが予測せられたのであります。豪雪によつて交通が麻痺して種々の被害が出ているのはよく理解できるのであります。特に、諸産業は、原料その他の搬入ができず、製品の搬出ができません。ために、事業は休止状態となり、交通機関の運行麻痺によつて足を奪われた町や村は閉店休業の状況で収入の激減が見られるのであります。これらの間接被害は大きな額に上ると思われまします。特に、農家の屋根の除雪をいたしますその労力、その費用、あるいは子供を学校に通わせるための雪路の労力というような、雪の降らぬ国では理解いたしたくないような多大の労力と費用の犠牲が払われてゐる実情を見て参つたわけでありました。山形県の調べ

者及び木炭製造者に対しては、国民金融公庫の事業資金の貸付を行なうこと

して、果樹農業は、その特殊性からして一、二年で再生産ができるものではなく、改植したもので、十年、継ぎ木

のは低率にある。これを保安林としての造林補助率と同様に引き上げるとともに、事業費の一ヘクター当たり三

二、雪害の原因
三県下における雪害の原因につきま
しては、委員各位はすでに十分御承知

吹雪のため視界が全くきかず、しばしば停車して文字通り牛歩前進を行なうなど、実に言語に絶する難行軍を繰り

返したのであります。

三県下の雪害状況につきましては、各県庁においてそれぞれ知事を初めとして各担当官からつづきに説明を聴取し、かつまた、雪害復旧に対する県並びに関係団体の要望を受けたのであります。各県の東、西部山沿い地方、沿岸地方、平野部の現地において、倒壊家屋、農林水産被害、なかんずく果樹のたな、枝の折損倒伏、立木等の林産物の被害、さらに文教施設の被害、道路の損傷等、見るかげもない状況を直接に見聞するにつれて、その甚大な被害に驚愕したのであります。

さらに、三県下ともに、いまだ降雪期にある関係上、豪雪のため輸送の停滞による生産能力の低下、商業等営業の休止による損失等、長期にわたって県民生活に及ぼす影響ははかり知れないものがあり、まことに憂慮すべき状態でありました。

視察当時までに判明した三県下の農林水産関係の被害は次の通りであります。すなわち、福井県、二月十四日現在、農林関係三億五百四十一万円、石川県、一月八日現在、農林水産関係二億五千四百三十八万三千円、富山県、二月十五日現在、農林水産関係三億七千六百二十三万六千円。なお、三県下とも融雪時においては被害額はさらに増大の一途をたどることが予想されるのであります。その場合における各県の推定額は優に三十億円を突破するものと見込まれております。

四、各県の雪害対策

豪雪の襲来によつて、北陸線及び地方鉄道、バス路線等は完全に麻痺状態となり、このため、上野発北陸線の百時間以上の遅延を最高として、立ち往生

列車が各地に続出するなど、県民の生活に未曾有の緊急事態を惹起したことにかんがみ、各県とも、直ちに雪害対策本部を設置して、全力をあげて県民の保護と雪害復旧に努め、これに要する緊急経費として三千万円ないし一億円以上を投じて万全の対策を講じつつあるのであります。

五、各県の要望事項
以上申し上げましたように、かつてない豪雪による県民の悲境にかんがみ、各県から数多くの切実な要望がありましたので、そのおもなものを申し上げます。

一、一般関係

雪害対策基本法(仮称)の制定
積雪寒冷地帯に対する現行の国の特別措置のおもなるものとして、(イ)積雪寒冷地帯振興臨時措置法による農業の振興、(ロ)積雪寒冷地域における道路交通の確保に関する特別措置法による道路交通の確保、(ハ)地方交付税法における基準財政需要額算定のための寒冷補正などの諸制度があるが、これらは相互に関連なく断片的に規定されているのみならず、雪害対策に對し十分な成果を期待し得ないので、この際防災並びに雪害に對処するための総合的な特別法の制定をはかられたい。

二、農林水産関係

(1) 雪害による果樹、立木、家畜及び漁網、漁船の損傷等農林漁業者の被害に對し、経営資金の円滑なる融通をはかるため、すみやかに天災融資法を適用するとともに、農林漁業金融公庫の主務大臣指定施設災害復旧資金

ワクの増額の措置を講ぜられたい。

(2) 耐雪性紫雲英採種圃田に對し助成されたい。

(3) 交通途絶に際してのなま牛乳に對する対策について適切な措置を講ぜられたい。

(4) 果樹などの支柱をコンクリート等に強化するための資金の特別低利融資をはかられたい。

(5) 雪害による立木被害に森林火災保険制度を改正して適用できるように措置するとともに、さしあたり本年度の被害の補償を行なわれたい。

(6) 雪害木に對する免税措置を明文化されたい。

(7) 積雪地帯における造林補助金の単価を引き上げられたい。

(8) 林業労働者に對する失業保険制度適用のすみやかなる実現をはかられたい。

(9) なだれ防止造林事業を拡大されたい。

(10) 積雪のため崩壊した木炭がまの復旧に對し国庫補助の道を講ぜられたい。

(11) 雪害を受けた開拓者入植施設の改良復旧費に對し全額国庫助成措置を講ずるとともに、開拓者農振興対策資金(雪害による農産物被害の別ワク)を増額されたい。

(12) 農林水産業施設の融雪被害に對し復旧費を増額されたい。

以上をもつて報告を終わります。

○坂田委員長 この際お諮りいたしました。ただいま報告を聴取いたしました

東北、北陸地方の雪害に對する金融措置等の問題について、大蔵委員会に連合審査会開催の申し出を行ないたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○坂田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、開会日時等につきましては、大蔵委員長と協議の上、追つて公報をもつてお知らせいたします。

○坂田委員長 次に、農林水産業の振興に關する件について調査を進めます。

加茂水産の漁業権問題について質疑の通告がありますので、これを許します。松井誠君。

○松井(誠)委員 私は、漁業権の行使の方法、特に定置網漁業権の行使の方法を主として水産庁にお尋ねをしたいと思ひますが、まず一般的な問題といたしまして、漁協が免許漁業権を持つておるときに、それを完全に自分で営営をしないで、漁協の資本以外の資本を入れて経営をする場合に、漁協が資本の過半数である五割一分、漁協以外の資本が四割九分、つまり過半数を漁協が持つておれば、それで漁業権の自営という範圍は逸脱しないんだ、そういう指導の方法をされておられるかと聞いておりますけれども、その点をお伺いします。

○高橋説明員 お答えいたします。漁業協同組合が定置漁業権の免許を知らずから受けた場合に、この漁業権につきましては漁業権者がみずからこの漁業を経営しなければならぬことは明らかでございます。なお、そのことは、漁業法第三十条、貸付の禁止の規定

定がありまして、「漁業権は、貸付の目的となることができない。」という規定がございます。従ひまして、繰り返して申し上げます、定置漁業権は漁業権者がこれを貸付することなく、みずからこれを経営しなければならぬのは当然のことだと思ひます。

お尋ねの第二点は、しからば漁業権者たる漁業協同組合が漁業協同組合以外の資本を入れて経営する場合はどうかというお尋ねでございますが、その点につきましては漁業法第三十八条に規定されてあることでございますが、この第三十八条の趣旨を申し上げますと、漁業権者たる漁業協同組合が他の者の出資を受けて当該漁業権の内容たる漁業を営む場合の規定が第三十八条の四項として規定してございます。従ひまして、漁業協同組合が漁業協同組合以外の資本を入れて漁業を営むこと、そのこと自身は差しつかえないというふうに解しております。

お尋ねの第三点は、しからば漁業協同組合が五十一名の資本金を持てばそれでよいかというお尋ねでございますが、この第三十八条の四項の規定を見ますと、それは、単に出資額の過半数ということだけではなくて、実質上当該漁業の経営を支配するかどうかという点が問題であつて、逆に言いますと、単に資本金だけが過半数を占めておるといふだけの理由で当該漁業の経営をそのものが支配しておるといふようなふうに解釈してはならないという解釈規定もございまして、従ひまして、結論といたしましては、資本の問題もさることながら、漁業協同組合が他の者の資本を受けて経営することそれ自体は漁

業法違反ではないというふうに解釈する次第でございます。

○松井(誠)委員 そうしますと、たとえば漁協が五割一分の資本を出すという、そういう形式的な数字だけではだめなので、五割一分をこえておる場合でも実質的に支配をされるという場合もあり得る、従って、五割一分ならよろしいという、そういう画一的な指導をされておるわけではないわけですね。

それでは、その点に多少関連しますけれども、御承知のように、水協法には年五分以上配当してはいけないという配当の制限がございます。従って、その配当の制限を免れるために、漁協が五割一分の資本を持ち、同じ漁協の組合員を構成員とする任意組合が四割九分の資本を持って経営するということは、これは水協法の建前から言っても、これによりお考えになるか。

○高橋説明員 お答えいたします。

ただいま漁業法の方から説明いたしましたように、漁業権者以外のものが資本参加をすること、それで、その資本参加をする場合に、よく漁村ではあることでございますが、一種の網組等のものを組織して、漁業協同組合と共同経営の形でやるということ、これ自体については違法性はないというふうにお考えのわけでございます。

○松井(誠)委員 私が尋ねましたのは、資本が足りないためによその資本を入れるというのではなくて、漁協が経済的には自営できるという経済的な力を持つておるけれども、しかし、漁協が形式の上で単独で経営をする、組合員には年五分以上の配当をしてはならないという制限があるため

に、その漁業から莫大な収益があつても、組合員に還元をする方法がない。そこで、その同じ漁協の組合員を構成員とする任意組合を別個に作つて、その任意組合が四割九分を出資する、そして漁協が五割一分、そういう形式で共同経営をやつておるところは相当あると聞いておりますけれども、それは配当制限を免れるという意味でやつていいでございましょうかということでございます。

○高橋説明員 お尋ねのように水協法の規定を免れるために脱法的にやるといふことが事実でありますれば、これは趣旨から考えましておもしろくないことだと思ひます。しかしながら、それがはたして脱法目的をもつてやういふことをしたのか、それとも経営全般の問題としてやういふような話がついてやつたのかという事実問題については別でございしますが、ただ、お尋ねのように単に税金なり配当制限をのがれるだけの目的でやつたことかにはいたしません。そのこと自体はおもしろくないことであるというふうにお考えられます。

○松井(誠)委員 ただいまの点で申し上げます、それはその漁協の組合員全部を同じ構成員とする任意組合で、しかもその構成員がやはり漁協に対する出資と同じような割合で任意組合に各構成員が出資をする、そういう任意組合が四割九分を持つておるという、そういう形式のところでは、これは漁協に増資をするというかわりに実はそれだけのものを任意組合に出資してその漁業権を行使しておるという形態をとつておるといふことは、外から見た

だけでもわかると思う。そういう場合にも、やはり具体的に実態を調査しなければ、配当制限を免れるためにだけやつたかどうかということとはわからないというふうにお考えになるわけですか。

○高橋説明員 まず、法律の解釈の問題の御参考までに、実態についても若干御説明いたしておきたいと思ひます。

漁業協同組合が定置漁業の自営をなさる場合がかなりの件数ございますが、しかし、御案内のように、定置漁業それ自体はかなり豊凶の変動の激しい漁業でございます。これは、極端に申し上げますと、四年に一べん漁があつて過去三年分の赤字をこなすというのが通常だとも言われるくらい、かなり豊凶の差の激しい、特にこの地帯におけるお尋ねのブリ定置漁業につきましてもかなり危険な漁業でございます。従いまして、そのような危険な漁業を漁業協同組合が自営するのが一体妥当であるのかどうかということについては議論はございます。しかし、一応漁業法の上ではその自営をするものに漁業権を与えるという趣旨を貫きましたために、相当の漁業協同組合があつてこの危険を冒してまで漁業権者の地位にとどまつておるといふ現実の事態があります。しかしながら、そういう実態はありますものだから、一つは漁業協同組合全般の財政的な安全を幾らかでもカバーする意味で、お尋ねのようにその半分ほどを危険分散するという意図もあつてこのような共同経営体に入る実例も漁村には数々ございます。

従ひまして、お答えするわけでございますが、そこら辺の諸般の実態をよくよく見ませんと、今にわかに、四九%の出資をして別働隊を作つて、それが出資に対して五%以上の配当をするというところが直ちにそれはなほ違法であり、はなはだ不当を欠くという御意見につきましても、必ずしも私どもはそう思ひませんので、その点は、お尋ねのように当初から脱法目的でやつたこととすればこれは論外でございます。したがれば、ただいま説明したような実態もありませんので、実態をよく把握しておられる県知事、この免許をしておられる県知事と連絡しながら、そこら辺の実態についてなお究明した上で適切な指導をするのが現在の状況では一番いいのではないかと考えるものでございします。

○松井(誠)委員 それでは具体的な実例についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

ただいまのお話を前提にしまして、私は、新潟県の佐渡の両津湾にあるブリの定置網の一つを経営しておられます加茂水産組合の漁業権の行使の形態についてお尋ねをいたしたいと思ひます。もう水産庁で御承知のわけなものでありますけれども、ここでは昨年の春以来激しい労働争議が起きておりまして、このブリの定置網は、年間一億数千万円の漁獲がある日本海でも有数なブリの定置網でございますが、ここに働いておる漁業労働者というものは、御承知でもありましようけれども、ほとんどすべてが漁協の組合員であるわけですから、そして、この漁業権は三つの漁協が共同で免許を受けた漁業権です。従つて、この漁協がほんとうに民主化をされておつて名実ともに自営をしておるならば、このような労働争議とい

うものは元来起きる余地がない、そういう形態であるわけですか。ところが、現実には昨年以來非常に激しい労働争議が起きておるといふのは、やはり、この漁業権の行使の方法がほんとうの自営でないということが一つ、それから、その漁協なり、あるいはそのような経営をしておる団体の統制が非常に民主的でないということが一つ、そういうことのために、実際にこのような激しい労働運動が起きておるのだと私は思ひます。そこで、そのようなものを根本的に直していくためには、どうしても漁業権の行使の方法について根本的に考えざるを得ないのではないかと、いふことを考えるわけなのです。そこで、加茂水産につきましても、その構成員については非常に複雑になりますので、あるいははおわかりでもございまいしょうし、簡単にいたしますけれども、三つの漁協が共同の免許を受けておられます、その三つの漁協がおのの自分の漁協に見合う任意団体をつつ作つておる。そして合計三つの任意団体と三つの漁協の六つの団体が漁業権を行使するので、その行使の団体のために、加茂水産組合という、これもまた任意組合を一つ作つておる。そういう複雑な機構になつておることは御承知の通りであります。

そこで、この行使の方法について、私は三つの問題があると思ひます。一つは、先ほど言ひましたように、五割一分と四割九分という問題があるわけですが、これは詳しく申し上げませんけれども、実は、四割九分という任意団体を作つたのは、やはり配当制限を免れるための意図でしかないといふことは、双方の組合の構成員が全

らものは元来起きる余地がない、そういう形態であるわけですか。ところが、現実には昨年以來非常に激しい労働争議が起きておるといふのは、やはり、この漁業権の行使の方法がほんとうの自営でないということが一つ、それから、その漁協なり、あるいはそのような経営をしておる団体の統制が非常に民主的でないということが一つ、そういうことのために、実際にこのような激しい労働運動が起きておるのだと私は思ひます。そこで、そのようなものを根本的に直していくためには、どうしても漁業権の行使の方法について根本的に考えざるを得ないのではないかと、いふことを考えるわけなのです。そこで、加茂水産につきましても、その構成員については非常に複雑になりますので、あるいははおわかりでもございまいしょうし、簡単にいたしますけれども、三つの漁協が共同の免許を受けておられます、その三つの漁協がおのの自分の漁協に見合う任意団体をつつ作つておる。そして合計三つの任意団体と三つの漁協の六つの団体が漁業権を行使するので、その行使の団体のために、加茂水産組合という、これもまた任意組合を一つ作つておる。そういう複雑な機構になつておることは御承知の通りであります。

く同じだ、そうして、少くともほかの二つの漁協に見合う任意組合につきましては、出資の割合も、漁協に対する出資と任意組合に対する出資とが全く同じ比率で行なわれておるといふこと、そういうことでおのずから私はわかると思ひますけれども、その点についてはあえて今解れようと思ひません。第二番目の、加茂水産という独立の経営の団体を作っておるといふことが、漁協あるいは六つの団体が自営をするという立場から見れば一体適当であるかどうかということにつきまして、これは去年の二月の五日に新潟県の農林部長が、条例検査をいたしまして、そのときに、現在の加茂水産組合は役員の構成内容からしても漁協とは別個の独立した企業体として運営され、漁協の自営形態として範囲を逸脱しているような観があるの云々という、漁業の自営についての意見を知事に報告いたしておられます。この点については御承知でございますようか。

○高橋説明員 第一点の前提の基本的な問題についてでございますが、私も、もちろん、漁業権の行使も漁業協同組合それ自体の内部も民主化されることを基本方針にしておりますので、その点につきましては全く同意見でございます。従ひまして、特に新潟県その他のやや漁業的にはおくれた地帯におきましては、漁業協同組合の民主化が必ずしも徹底されていまいというところも少しございますので、かねがね私もその点を考えまして指導にも万全の措置をとりつつある段階でございます。

第二点の御質問は、加茂水産という独立の経営体を作っているということについてどう思ひかという御質問でございます。私もとしては、先ほど御説明申し上げましたように、漁業権者と全然無関係な経営体があるというところは、漁業法から見まして明らかにおかしいこととございまして、これは、漁業法の規定のように、貸付するのを禁止しておりますが、ただ、免許を受けたあとで出資を受けて漁業経営体に入るとは禁止しておりませんけれども、明らかに漁業権者と無関係な経営体がこの位置漁業権を経営していること自体は、私は漁業法に違反していると思ひます。

具体的な御質問の加茂水産でございますが、県御当局より説明を受けている範囲において私どもの知っておる知識から考えますと、これは特定のしつかりした法人を作っておるといふ話は聞いておりません。三つの漁業協同組合と、たゞいま御指摘のいろいろな各漁業協同組合とほぼ同一の構成メンバーによる組織との六つの共同経営体、これを通称して加茂水産というふうには漁民の方々は呼んでいるというところは承知いたしております。しかしながら、たゞいまの六つの協同経営体と別個の法人があり、その別個の法人が漁業権を事実上行使しているというふうには私も理解していませんのでございまして、従ひまして、お尋ねの具体的な問題について違反があるということ、たゞいまの段階では考えておられないような次第でございます。

○松井(誠)委員 加茂水産の機構は非常に複雑で、その運営の方法にもいろいろ問題はありますけれども、そのことまかいは私もここで申し上げるつもりはございません。私がさっきお尋ね

しましたのは、昭和三十三年の二月五日に農林部長が、現在の経営の方法は漁協の自営形態を逸脱しておる観があるという報告をされているのを御存じでしうかということとです。

○高橋説明員 恐縮でございますが、私自身はまだその報告を受けておりません。

○松井(誠)委員 それでは、水産庁の方で、この加茂水産の経営方法を名実ともに漁協が自営するよりな形態に改めるべきだという御指導をされておられませんか。

○高橋説明員 先ほど申し上げましたように、豊凶の差の非常に激しいブリの定置漁業権をたゞいまの漁業協同組合がみずから経営することが最善のことであるというふうには必ずしも私考えません。従ひまして、私もはもつと科学的に豊凶の問題と取り組まなければなりません。しかし、たゞいまの科学的な知識をもつてしては、来年のブリがどうなるかというところにつきましてはまだ予断を許さない程度の乏しい科学的な知識しかございません。従ひまして、そのような段階の定置漁業を、場合によつてはみずから組合だけで経営することがいい場所なりいいケースも相当ございすけれども、しかし、それは定置漁業権すべて組合だけで自営しなければならぬというところを所定するのはあまりに豊凶の差の激しい、危ない経営でございすので、これは漁民の方々の唯一の団体でございすから、これの財政的な安定につきましても私もやはり考えざるを得ないわけでございます。従ひまして、御指摘の件につきまして、今その方が絶対間違いないくよろ

しいということをお答えする気持は現在のところございません。

○松井(誠)委員 私の質問にそのままではお答えいただけばけっこうなはずはお答えいただければけっこうなでございますけれども、このように加茂水産の運営の方法について、名実ともに漁協が運営をするという方法に改めるべきだという意味で指導されておるかというのを私は聞いておる。そこで、されておるかどうか、もしされておるとすれば、逆に申しますならば今までの運営の方法が名実ともに自営の形態ではなかったという前提に立つておられると思ひますので、具体的なこの問題についてどのような指導をされておるかということについて簡単に御答えを願ひたい。

○高橋説明員 この定置漁業権が漁業権者の完全なリーダーシップのもとに経営されることが、法の精神から見ましてこれは当然だと思ひます。従ひまして、漁業権者が事実上リーダーシップを失ひまして、通称加茂水産という経営体で事実上その定置漁業権の行使を自由にやつておるといふ事実がありますれば、それは非常にいけないこととございすので、それは一つやめさせたいと思ひます。

○松井(誠)委員 どうも時間が不経済になりますので簡単にお願いしたいと思ひますが、私の今お尋ねしておるの、抽象的、仮定的な問題ではなくて、現在加茂水産についてどのように指導されておるか、そのことを一つお答えを願ひたい。

○高橋説明員 新潟県当局より状況については刻々の報告がございすので、その報告について、法制的に誤

りがないかどうかという点から適切な指導を加えております。

○松井(誠)委員 そうしますと、先ほどの私の質問いたしました、名実ともに漁協が自営すべきだ、そういう方向に返るべきだという立場からの指導をされておられるかどうか、おわかりでございせんか。

○高橋説明員 名実ともにという言葉では、非常に私もお答えがしにくいわけでございますが、お言葉ではございすが、やはり、この経営については、当然、漁業権者たる漁業協同組合と申しますか、それがリーダーシップをとつて、その意思のもとに経営されるというのをたゞいまの段階では申し上げる以外にないと思ひます。

○松井(誠)委員 それでは、一つ最後に一番重要な問題と思ひます点についてお伺いしたいと思います。先ほど三つの漁協と申しましたけれども、そのうちの一つの漁協は内浦漁協という漁協でございすが、内浦漁協に見合う任意団体としては丸内組というものがあつて、この丸内組というものの組織について、どういう組織になつておるかというところは御承知でございすようか。概略おおよそどういう組織になつておるかということをつ。

○高橋説明員 これは、詳細な点まで私承知しておりませんが、私の聞いていた範囲では、先ほど御指摘のありましたように、内浦漁業協同組合の漁民の言葉で言うと別働隊と申しますか、網組と申しますか、そういう意味で、まだ法人化されない網組というよ

うなものとよりような報告を受けてお
ります。

○松井(誠)委員 実には、丸内組はほかの
二つの漁協におのおの見合う任意組合
とは全く性質が違ひまして、ほかの二
つの漁協に見合う任意組合は、漁協の
組合員をそのまゝその任意組合の構成
員にして、そして漁協に対する出資と
同じ比率の出資で各任意組合に出資を
させておる。従つて、漁協の場合には
出資の最低と最高との開きというものは
非常に小さいので、それが任意組合
の出資にもそのまゝの形で出てくる。

ところが、丸内組の場合には、これは
少数の人がその株の多くの部分を持つ
ておつて、しかも、この丸内組という
のが、実はこの六つの団体を事実上支
配するような、そういう大きな力を
持つておる。そういうものだからといふこ
とはお聞きになったことはございませ
んか。

○高橋説明員 ただいまの御指摘の点
でございまして、丸内組につきまして
たゞいま御質問のような事実があるか
どうかの具体的な詳細についてはわか
りませんが、まだ私承知しておりませ
んが、しかし、このようないふことがあ
るだらうといふことは考へております。
多くの場合、漁村におきましては、御
承知のように、漁業協同組合のほか
に、網組を形成する場合に、全く漁業協同
組合と同じような趣旨で、全く同一と
思われるほどの別働隊のような組織を
する場合と、そうでなく、そのや
うとする漁業に關係の深い組合員だ
けを吸収して網組を組織する場合と、
二つのケースがございまして、それで、
その点は、部落々々の実情、たとえ
ば、全部が定置関係者であるか、それ

とも組合員の中には相当遠洋に出て
おつて定置には関心があるかないか、
どの程度業種別の階層分化が行なわれ
ておるかという部落の実態でこの網組
が定められるのでございまして、いろ
いろあるだらうといふことは私想定し
ております。従つて、あるいは、私詳
細に聞いてはおりませんが、先生ただ
いま御指摘のような事実もあろうかと
いふふうに考へております。

○松井(誠)委員 実には、この漁業権は
三つの漁協が共同で持つておりますけ
れども、内浦漁協というものはその七
割を持つておる。そして内浦漁協の七
割のうちの四割九分ですから、約半分
に近いものを丸内組が持つておりま
す。従つて、この丸内組というものは
全体の約三割五分を持つておるといふ
計算になる。その丸内組の構成員は、
組は大体内浦の漁協の組合員の数をそ
のまま持つておる。しかし、丸内組の
株は、私の計算によりまして、組合員
の約七割足らずの構成員が丸内組の総
出資の約三割を独占しておる。そう
いう出資の形態になつておるわけであ
ります。そうして、この出資は、一株
三万ないし五万といふ相場がついて
おつて、一般の組合員がその開放を
願つても、開放をしてくれない。これ
は、よそから資本が欲しくてこれだけ
の金を入れたのではなくて、それ
らの少数の人が初めからその漁業権を
独占しようといふ形で実はこういう出
資の形態が行なわれておるわけです。

従つて、これは、この丸内組の
少数の人間がこのブリの定置漁業権と
いうものを事実上支配するといふ、そ
ういふ経済的な基礎になつておる。そ
こで、このような丸内組の株というも

のを、内浦の漁協の組合員に要求があ
るならばもっと平等になるように開放
をするのが、漁業法が持つておる民主
化の精神というものに合致するのでは
ないかと私は思ふのですけれども、そ
の点についていかがですか。

○高橋説明員 ただいま先生のおつ
しゃつた全体の考え方については、私
何も申し上げない。あるいは、さうい
う考え方もあると思ひます。ただ、私、
お答えいたしますのは、あくまでも法
律のもとでの程度許されておるかとい
うお話として一つお聞きいただきたい
と思ひます。

まず第一点は、一体漁業権の行使に
ついて出資で物事がまゝつていくかど
うか、全く株式会社と同じような決定
が漁業協同組合においてされるかどう
かという点の一つのポイントだと思ひ
ますが、法制上そのようないふことには
なつておりません。従ひまして、漁業
権者たる漁業協同組合がみづから意思
決定をする場合に、これは当然組合の
総会にかけてその漁業権の行使がま
るわけにございまして、従ひまして
しては、御存じの通り、いづれも出資
と無關係に一人一票でもつてこの漁業
権の行使がまざるわけにございまして。
従ひまして、そのようないふ民主的な方法
で定められた漁業権の行使の段階にお
きましてある程度資本主義的な經營の
要素が入つてくることはやむを得ない
と思ひますが、しかし、最初の意思決
定、それは少なくとも一人一票で定め
られるのが当然でございまして。ただ、
その資本を出した場合の出資に対する
報酬その他は、出資額に応じて配当さ
れることはやむを得ないことであら

う、このように思ひます。従ひまし
て、この問題を要約して申し上げます
と、組合員の間の一切の紛争なり漁業
権の行使について根本論として振り
返つて考えてみますと、それは漁業権
利者たる漁業協同組合の総会において
一人一票で定められるんだといふこと
でございまして、ただいまの御意見
がございまして、そのこと自体
で——株を公平に分配するといふこと
の御意見はわかりませんが、その
こと自体が漁業法に違反してゐるとい
ふふうには私どもは考へない次第で
ございまして。

○松井(誠)委員 私のお尋ねしたの
は、それが漁業法に違反してゐるかど
うかといふ、そういう趣旨でお尋ねし
たのではなく、漁業法の精神から見
て適當ではないんじゃないかといふこ
とをお尋ねしたわけであらう。そうして、
漁協はなるほど御承知のような議決形
態でございましてけれども、この丸内組
は持株数に応じた議決権を持つておる
わけであらう。従つて、そのようないふ
人間が丸内組を支配することができ
る。そしてその丸内組は全体の三割五
分を持つておるといふやうな現実か
ら、事実上全体の漁業権の行使方法に
ついて非常に決定的な力を持つてお
る。そうしますと、元来この定置漁業
権といふものがその沿岸の三つの漁協
の組合員にほんとうに民主的に開放さ
れるべきものが、依然として少数の人
の支配のもとに置かれておる。そん
なことが、法律の形式論は別として、
現実に行なわれておるといふのが実は
実態なんです。そこで、私は、法律の
形式論を言うのではなくて、このよう
な丸内組の実態といふものを見るとき

に、ほんとうに現在の労働争議というも
のを根本的になくするには、丸内組の
株を開放して、ほんとうに漁協がま
る民主的になり、そして民主的になつた
漁協がほんとうに自営すること、そ
ういふ以外には方法はないと思ひます
ので、実は、そういう観点から、漁業の
民主化、あるいは漁村の民主化といふ
立場から、現在のやうな封鎖的な独
占的な丸内組の形態といふものが漁業法
の精神から言つて適當であると思われ
るかどうかといふことをお尋ねしたわ
けです。

○高橋説明員 実態のお答えと、政策
的なお答えと、二つしなければならぬ
わけにございまして、まず政策として
の問題でございまして、やはり、漁業
協同組合がかなり高度な資本を要する
經營をする場合に、そのやうな出資と
申しますか株と申しますか、それが平
等でなければならぬかどうかといふ
非常に重要な御質問だと私考へており
ます。これにつきましては、私どもの
たゞいまの段階において事務的にお答
えするのにはあまりにも問題が重要で
はなからうか、こう考へます。御指
摘の点は、実は私どもも非常に悩みに
悩んでおる問題でございまして、な
おその点は検討を進めまして、私ども
も数々の矛盾も実は痛感しておりま
すので、それにこたへるべく法制を整
えなければならぬだらうといふふう
には考へております。しかし現在の段階
でそのやうな大事な法制の問題を今に
わかにここで結論を出すのは少し早過
ぎるので、その点は十分に検討させて
いただきたいと思います。

第二の実態の問題でございまして、
これは、御指摘のように、漁業権者が

どうすることもできずに、実態はまるで妙な経営体に事実上の支配権が移っているのだということが事実でございます。これはかなり憂うべき現象でございますから、その点は県と十分打ち合わせをした上で適切な指導をする方針でございます。

○松井(議)委員 長くなりましたのでこれでおしまいにいたしますけれども、最後に私は一つお願いを申し上げます。それは、先ほど申し上げましたように、昨年の二月に県自体が実態の調査の結果、これは自営の範囲を逸脱しておる、そういう意見を持っておる。そこで、このような実態について、御承知のように、水産庁は、実は、漁協が自営をするようにという、そういう形態に改めるようにという具体的な指導もされております。それは私は方針として正しいと思う。そこで、その自営の方針というものを貫かれるとともに、今言ったように、形式的な民主化ではなくて、漁業法というものがほんとうにねらっておる漁業なり漁村なりの民主化というものについて、さらに一つ徹底的な御指導をお願いしたいと思います。社会党の方でも、近日中に党本部から現地に調査に参りまして、根本的な調査をして、われわれの対策を新たに立てたいと思っております。どうか水産庁でも今私がお願いたしましたような立場から一つ御指導いただきたいということを最後にお願ひ申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

○坂田委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十五分散会

昭和三十六年三月一日印刷

昭和三十六年三月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局